

津市の障がい福祉

令和5年4月1日発行

障がい福祉課

☎229-3157 FAX 229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人などに、津市が実施している障がい福祉サービスや自立支援医療についてお知らせします。利用するには、事前の申請が必要です。

実施している障がい福祉サービス

交通サービス

津市視覚障害者タクシー料金助成事業

対象 市内に住所がある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の障がい名が視覚障がい、障がい程度が単体の等級で1級の所得税非課税の人

助成額 1カ月につき700円の乗車券4枚を申請月から助成

※毎年申請する必要があります。津市障害者等交通サービス支援事業の利用者は対象外です。

津市障害者等交通サービス支援事業

対象 市内に住所があり、通院・通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人 ※障がい児は保護者が所得税非課税の人

- 身体障害者手帳の障害の程度が単体の等級で1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当しなくなったとき
- 所得税が課税されたとき
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- 入院または施設に入所したとき

助成額 通院・通学1回につき1,000円(1カ月4回まで)
※津市視覚障害者タクシー料金助成事業の利用者は対象外です。

その他のサービス

視覚に障がいのある人のためのサービス

声の広報 18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい1～4級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「暮らしの情報」などをCDに収録して郵送します。

点字広報 視覚に障がいがあり希望する人に、広報津を点訳し配布します。

自立歩行生活訓練事業 重度の視覚障がいがある人の自立生活に向けた、ほくじよう白杖歩行や日常生活用具などの使用訓練を行います。

津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対象 医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が単体の等級で1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

対象にならない場合

- 入院・入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 日常生活用具給付事業で、ストーマ装具または紙おむつの給付対象となる人

助成額 市民税非課税世帯は1カ月5,000円まで、市民税課税世帯は1カ月4,500円まで

障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのと」

障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。



対象 市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者

津市地域障がい者相談支援センター

(津センターパレス3階)

障がいのある人やその家族などの各種相談に応じます。(☎272-4554、FAX 253-1645)

相談時間 月～金曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く)

津市障がい者虐待防止センター

(津センターパレス3階)

家庭や職場、施設などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(☎264-7002、FAX 253-1646、津市基幹障がい者相談支援センター内)へ通報してください。通報者の秘密は守ります。